

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生(6件)	漁業振興課
・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	水産経営課
・公有水面埋立ての免許	漁港漁場課
・公有水面埋立ての竣功認可	//
・道路の供用開始	道路維持課
・一般競争入札の参加者の資格等	住宅課
◎ 公 告	
・有明海及び橘湾の再生に関する長崎県計画の変更	漁政課
・土地改良区の役員の就退任(2件)	農村整備課
・土地改良区の定款変更の認可	//
・測量の実施	建設企画課
・一般競争入札の実施	住宅課
・県有財産の分譲	長崎港湾漁港事務所

告 示

長崎県告示第396号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

多良見町加入区

長崎県告示第397号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

小長井町加入区

長崎県告示第398号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区
大村湾東部加入区

長崎県告示第399号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区
川棚加入区

長崎県告示第400号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区
富江加入区

長崎県告示第401号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区
上対馬町琴加入区

長崎県告示第402号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和7年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

加 入 区	漁 業 の 区 分
平戸市第4加入区	小型合併漁業（主としていか釣りを営む漁業）及び小型定置漁業区分
新松浦第2加入区	小型合併漁業（1及び2に掲げる以外の小型合併漁業）区分
新松浦第3加入区	中型まき網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）、 船びき網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。） 及び敷網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。） 区分
新松浦第3加入区	小型定置漁業（落とし網を使用するものをいう。）区分

長崎県告示第403号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和7年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 埋立ての免許年月日 令和7年7月25日
- 2 埋立ての免許を受けた者の住所氏名
 名 称 五島市
 所 在 地 長崎県五島市福江町1番1号
 代表者氏名 五島市長
 代表者住所 長崎県五島市福江町1番1号
- 3 埋立ての区域
 (1) 位 置 長崎県五島市三井楽町貝塚字山川88番11の地先公有水面
 (2) 区 域 省略（出願時縦覧図書のとおり）
 (3) 面 積 1,623.39平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
 (1) 位 置 長崎県五島市三井楽町貝塚字山川88番11、88番12の地内及び88番11地先公有水面
 (2) 区 域 省略（出願時縦覧図書のとおり）
 (3) 面 積 9,946.67平方メートル
- 5 埋立地の用途 漁港施設用地

長崎県告示第404号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和7年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 埋立ての竣功認可年月日 令和7年8月5日
- 2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名
 名 称 対馬市
 所 在 地 長崎県対馬市厳原町国分1441番地
 代表者氏名 対馬市長 比田勝尚喜
 代表者住所 長崎県対馬市厳原町国分1441番地
- 3 埋立ての区域
 (1) 位 置 長崎県対馬市美津島町根緒字根緒原陽73番12の地先
 (2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）
 (3) 面 積 189.23平方メートル
- 4 埋立地の用途
 漁港施設用地
- 5 埋立免許年月日及び番号
 令和3年12月13日付け長崎県指令3漁港許第1号
- 6 閲覧場所
 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 対馬市役所

長崎県告示第405号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日

主要地方道 木坂佐賀線	対馬市峰町三根字佐賀ノ内1346番5地先から 対馬市峰町三根字佐賀ノ内1346番23地先まで	令和7年8月5日
----------------	---	----------

長崎県告示第406号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和7年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 一般競争入札に付する事項
西諫早団地建替事業
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していない者
 - (2) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していない者
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項1号の規定に該当しない者である。
 - (4) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (5) 参加表明書及び競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書等」という。）の提出期限日から落札決定日までの間において、長崎県知事から指名停止又は指名除外の措置を受けている者又は受けることが明らかである者
 - (6) 申請書等の提出期限日から落札決定までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
 - (7) 申請書等の提出期限の日以前6か月から落札決定までの間において、電子交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者
 - (8) 落札決定日までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）
 - (9) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条に示される欠格事由に該当する者
 - (10) 西諫早団地建替事業審査委員会設置要綱に基づく西諫早団地建替事業審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面又は人事面において関連のある者
 - (11) 本事業について、県がアドバイザー業務を委託した次に掲げる者と資本面又は人事面において関連のある者
 - ・株式会社地域経済研究所 九州事務所
 - ・株式会社アービカルネット
 - ・弁護士法人御堂筋法律事務所
- 3 入札参加者の資格要件
西諫早団地建替事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）3 民間事業者の募集及び選定に関する事項(4)参加者の備えるべき参加資格要件のとおり。
- 4 競争入札参加者の資格及び審査
競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、3の資格要件について審査し決定する。
- 5 入札を希望する者の資格審査の審査方法等

- (1) 申請の時期
この告示の日から、令和7年9月19日（金）午後3時まで（県の休日を除く。）。
申請時間は、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 申請書の入手方法
申請書は、長崎県土木部住宅課のホームページからダウンロードすることにより入手すること。
（長崎県土木部住宅課ホームページアドレス）<https://www.pref.nagasaki.jp/section/jutaku/>
- (3) 申請書の提出方法
申請者は、入札参加表明書及び入札参加資格審査申請書に入札説明書に示す書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先
（住所）〒850-8570長崎県長崎市尾上町3番1号
（名称）長崎県土木部住宅課
（電話）095-894-3108
- 6 資格審査結果の通知
令和7年10月3日（金）までに代表企業に書面で通知する。
- 7 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和8年3月31日までとする。
- 8 資格の取消し等
 - (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(3)又は(6)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
 - (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(4)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
 - (3) 資格取消し等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

有明海及び橘湾の再生に関する長崎県計画の変更（公告）

有明海及び橘湾の再生に関する長崎県計画を変更したので、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第5条第8項の規定により準用する同条第7項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

（「次のとおり」は省略し、その計画書を長崎県水産部漁政課に備え置いて縦覧に供する。）

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、長与岡北土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和7年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員	退 任 役 員
---------	---------

理 事		理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
林 收	長与町岡郷2627番地	林 收	長与町岡郷2627番地
山 口 慎 爾	長与町岡郷2913番地	田 中 稔	長与町岡郷2704番地
深 井 照 明	諫早市多良見町佐瀬1191番地	尾 崎 岩 雄	長与町岡郷2220番地
川 瀬 義 雄	長与町岡郷2927番地	深 井 照 明	諫早市多良見町佐瀬1191番地
川 瀬 喬 平	長与町岡郷2540番地	川 瀬 義 雄	長与町岡郷2927番地
林 和 栄	長与町岡郷2893番地	和 田 和 隆	長与町岡郷629番地
小 濱 茂	長与町岡郷2863番地3	川 瀬 喬 平	長与町岡郷2540番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
浅 井 春 千 代	長与町岡郷2269番地	浅 井 春 千 代	長与町岡郷2269番地
久 松 勝	長与町岡郷2088番地4	久 松 勝	長与町岡郷2088番地4

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、山川内土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和7年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
松 尾 公 貴	諫早市多良見町山川内191	生 田 秀 次	西彼杵郡時津町左底郷26

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和7年6月17日総会議決）を認可した。

令和7年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 山田土地改良区
認可年月日 令和7年7月25日

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、西日本高速道路株式会社九州支社佐世保工事事務所長から公共測量（基準点測量、水準測量、UAVレーザー測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間

東彼杵郡波佐見町

令和7年8月4日から
令和8年2月18日まで**一般競争入札の実施（公告）**

西諫早団地建替事業について総合評価一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業名称

西諫早団地建替事業

(2) 事業場所

長崎県諫早市堂崎町

(3) 事業期間

契約締結日から令和30年3月31日まで

(4) 事業方式

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき、現地での県営住宅の建て替えと、既存住宅の改修を行う事業を実施する。また、既存住宅及び整備後の建替住宅、改修住宅の維持管理・運営を実施するとともに、事業によって創出された余剰地について、事業者の提案により民間提案施設を整備・運営する余剰地活用業務を附帯事業として実施する。

(5) 事業範囲

事業者は、西諫早団地建替事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）に記載された以下の業務を行う。

ア 建替住宅整備業務

イ 既存住宅改修業務

ウ 既存住宅解体業務

エ 維持管理・運営業務

オ 入居者移転支援業務

カ 余剰地活用業務

キ 自主事業の実施（自由提案）

2 入札参加資格

西諫早団地建替事業に関する令和7年8月5日付けの一般競争入札参加者の資格等（令和7年長崎県告示第406号）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

3 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県土木部住宅課

（電話）095-894-3108

4 契約条項を示す場所

3の部局等とする。

5 入札説明書等の交付方法

長崎県土木部住宅課のホームページからダウンロードすることにより入手すること。

（長崎県土木部住宅課ホームページアドレス）<https://www.pref.nagasaki.jp/section/jutaku/>

6 入札参加の手續

この入札に参加を希望する者は、入札参加表明書、入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認のため必要な各種書類を提出し、入札参加資格の審査を受けること。

なお、入札参加資格審査申請書等の作成については、入札説明書及び同別添資料3（様式集）によること。

（提出日時）令和7年9月19日（金）午後3時まで

（提出場所）長崎県土木部住宅課

（提出方法）提出日時に関し事前連絡の上、持参により提出すること。

7 入札手續等

参加資格確認審査の結果、入札参加資格があると確認された者は、入札書等を提出すること。

(提出期間) 令和7年12月1日(月)から12月2日(火)午後5時まで(必着)

(提出場所) 3の部局等とする。

(提出方法) 郵送(書留郵便等配達記録が残る方法に限る。)

8 入札書の開札

入札参加者又はその代理人は開札に立ち会うこと。

(開札日時) 令和7年12月3日(水)10時00分

(開札会場) 長崎県庁6階 建築課入札室

悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に3の部局に確認すること。

9 提案書等の受付

入札参加者のうち、入札を通過した者は、提案内容を記載した審査資料を以下のとおり提出すること。

(提出日時) 令和7年12月3日(水)上記8の開札後

(提出場所) 3の部局等とする。

(提出方法) 持参により提出すること。

(提出書類) 入札説明書別添資料3(様式集)を参照のこと。

10 プレゼンテーション等

選定にあたっては、必要に応じてプレゼンテーションやヒアリングなど、審査委員会への提案内容の説明を求める予定である。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除とする。ただし、入札保証金免除に関する誓約書を提出する必要がある。

(2) 契約保証金

契約保証金については、入札説明書別添資料7(事業契約書(案))による。

12 入札の無効

(1) 入札公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札したとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札者が契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。

(7) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(8) 入札書又は記名押印がないとき。または、その他必要な記載事項を確認できないとき。

(9) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(10) 入札書の誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(11) 入札参加者が、入札書等の提出を一部でも欠いたとき、重大な誤記記載があったとき、虚偽記載等明らかに悪質な行為があったとき。

(12) 入札に参加した者の間に一定の系列関係があると認められるとき(系列関係がある会社同士が、同一グループ内の場合を除く。)

13 落札者決定基準及び落札者の決定の方法

落札者は、西諫早団地建替事業落札者決定基準に基づき、審査委員会における審議を経て県が決定する。

14 競争参加資格がないと認められた者又は入札に参加した者で落札者とされなかった者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者、入札に参加した者で落札者とされなかった者は、西諫早団地建替事業苦情処理手続要綱に基づき、契約担任者者に対して競争参加資格がないと認めた理由又は不服のある事実について説明を求めることができる。

説明を求めることができる期間及びその回答期限は、入札説明書のとおりとする。

15 政府調達に関する苦情の処理手続

「13」の決定又は「14」の説明により、解決に至らなかった場合は、政府調達に関する苦情の手続(平成8年長崎県告示第588号)に定めるところにより、苦情の申立を行うことができる。

なお、この場合、長崎県政府調達苦情検討委員会が契約締結又は契約執行の停止を要請する場合がある。

- 16 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 17 その他
 - (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) 本契約は議会の議決を要するため、落札決定後は、仮契約を締結し、長崎県議会の議決を経た後、本契約を締結する。
 - (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (4) その他、詳細は入札説明書等による。
 - (5) 問合せ先
上記3に同じ。
- 18 Summary
 - (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity:
Kengo Oishi, Governor of Nagasaki Prefecture
 - (2) Subject matter of the contract : Nishiisahaya Housing Complex Reconstruction Project
 - (3) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:
3:00 p.m. 19 September, 2025
 - (4) Time-limit for the submission of tenders:
5:00 p.m. 2 December, 2025
 - (5) Contact office for this tender documentation:
Housing Division, Public Works Department
Nagasaki Prefectural Government
3-1 Onoue-machi Nagasaki, 850-8570 Japan

県有財産の分譲（公告）

下記のとおり公募により分譲するので、公告する。
令和7年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾

1 公募する物件

財産の名称	所在及び地番	区 分	種 目	面 積 (㎡)	用途地域等	分譲単価 (円/㎡)
神ノ島地区 基金所管用地 (C-2)	長崎市神ノ島町 3丁目189番38 外5筆	土 地	雑種地	69,492.65	用 途 ・都市計画法上の規制 工業専用地域 建蔽率50パーセント 容積率200パーセント ・港湾法上の規制 臨港地区（工業港区）	8,900

- 2 契約条項を示す場所
長崎市万才町3番17号 長崎県長崎港湾漁港事務所総務課
TEL095-822-1257（代表） 内線316, 319
- 3 募集期間
令和7年8月5日（火）から令和7年8月18日（月）まで
- 4 応募方法
長崎港湾漁港事務所総務課で配布する神ノ島（C-2）地区分譲要領に添付されている分譲申込書に必要事項を記入のうえ、長崎港湾漁港事務所総務課へ提出する。
- 5 契約条件
 - (1) 県が指定する適正な用途に供し、所有権移転の日から2年以内に建設を開始しなければならない。また、所有権移転の日から5年間は売買土地を指定用途以外の用途のために使用してはならない。

- (2) 所有権移転の日から5年間は、県の承認を得ないで売買土地を譲渡し、交換し、又は土地利用上の権利若しくは担保権を設定する行為をしてはならない。
- (3) 所有権移転登記と同時に、所有権移転の日から5年間の買戻し特約を登記しなければならない。
(注) 上記条件に違反した場合、県は、契約を解除し、所有権移転の日から5年間は売買土地を買い戻すことができるものとする。
- (4) 本契約締結日に、契約保証金として売買代金の100分の10以上の金額の納付を要する。

発行所
長崎県
尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八九五)
二二
二二
四一

印刷所
長崎県
壺島町八番十二号

株式会社
クイック
プリン
ト